

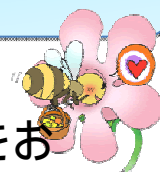
改正養蜂振興法が25年1月から施行されます



趣味でセイヨウミツバチを飼育する場合でも、飼育届の提出が必要となりました。

ミツバチの飼育者は、毎年、1月中に所定の飼育届を、住所地の農業農村振興事務所に提出してください。
(手数料はかかりません。)

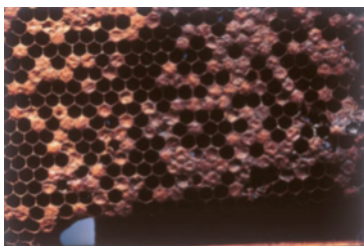
ミツバチの適切な管理をお願いします。
ミツバチの飼育を止めるときも、放置せず、適切な処置をお願いします。



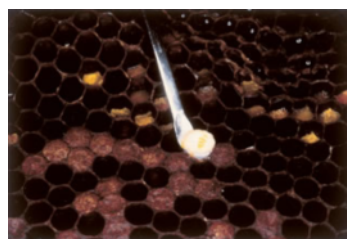
- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

腐蛆病(ふそびょう)には特に注意してください！

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病で、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらします。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房(アメリカ腐蛆病)や、酸臭や醜酵臭(ヨーロッパ腐蛆病)があった場合は要注意です。



アメリカ腐蛆病



ヨーロッパ腐蛆病

窓口機関	住所	電話番号
【届出】		
大津・南部農業農村振興事務所	草津市草津三丁目14-75	077-567-5412
甲賀農業農村振興事務所	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6126
東近江農業農村振興事務所	東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7714
湖東農業農村振興事務所	彦根市元町4-1	0749-27-2228
湖北農業農村振興事務所	長浜市平方町1152-2	0749-65-6613
高島農業農村振興事務所	高島市今津町今津1758	0740-22-6026
【衛生管理】		
家畜保健衛生所 本所	近江八幡市西本郷町226-1	0748-37-7511
北西部支所	高島市今津町弘川249-1	0740-22-2145

